

豊中市告示第14号

大規模小売店舗の新設に関する届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

当該届出に係る書類については、公告の日から4月間一般の縦覧に供しますので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、豊中市に意見書を提出することができます。

平成25年1月15日

豊中市長 浅利 敬一郎

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）万代豊中豊南町店

所在地 豊中市豊南町東3丁目58番の一部

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社万代

住所 大阪市生野区小路東3丁目10番13号

代表者の氏名 代表取締役 加藤 徹

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社万代

住所 大阪市生野区小路東3丁目10番13号

代表者の氏名 代表取締役 加藤 徹

ほか未定3者

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年8月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,321平方メートル

- (6) 駐車場の位置及び収容台数
位置 建物西側ほか
収容台数 175台
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 建物西側
収容台数 174台
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 建物南側
面積 84平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 建物南側
容量 16.4立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午前零時まで
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平面駐車場 午前6時30分から午前零時30分まで
屋上駐車場 午前6時30分から午後9時まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 敷地西側
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
平成24年12月27日
- 3 届出に係る書類の縦覧場所
豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課
- 4 意見書の提出先
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市市民協働部くらしセンター地域経済課
(電話 (06)-6858-2782)